



介護給付費分科会にて、以下の指針が策定されました。詳細につきましては、WAMNET 掲載の「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」および「令和2年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」算定のための処遇改善計画書様式例の提示及び提出期限について」(本紙末尾記載)をご参照ください。

■ 介護事業所への実地指導で新運用指針 確認項目を絞り込み標準化

厚労省が介護保険のサービスを提供する事業所に対する実地指導の運用指針を新たに策定しました。

<運用指針の概要>

◇従来の確認項目から項目数を減らした「**標準確認項目**」(※)と、それを確かめるための「**標準確認文書**」を規定。特別な事情がある場合を除き、**これら以外のチェックは原則として行わない**。サービスの質の担保や利用者の保護といった観点から**とりわけ重要なものだけに限定する**。

(※)具体的な標準確認項目は出典元の資料に記載されています。

この運用指針の背景として、「**指定の有効期間(6年間)のうちに少なくとも1度は実地指導に入るよう**自治体に要請してきた。ただし、これをなかなか実現できていない、あるいはかなり難しくなっているところも少なくない。」という問題があった。

このために新しい運用指針では、「**標準確認項目**」を踏まえた実地指導で効率化を図り、1事業所あたりの所要時間をできる限り短縮することで事業所側の負担を軽減し、「**指定の有効期間のうちに最低でも1回**」は実地指導に入るという従来の頻度を維持したいとしている。

また、厚労省は実地指導に入る旨を**1カ月前までに伝える**ことをルール化し、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示す等、運用を標準化することも合わせて定めている。

■ 介護職員の処遇改善計画書の提出期限は4月15日に

厚労省老健局は2月3日、令和2年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)を算定するための処遇改善計画書の提出期限を4月15日とする事務連絡を発出しました。

<事務連絡の概要>

今般、介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る業務簡素化の観点から、現行の処遇改善加算と今般の特定処遇改善加算の計画書等の届出については様式の統合等を予定している。

様式等の統合については現在検討を進めており、統合後の様式については**2月末**を目処で発出し、令和2年度の加算算定に当たり提出する**処遇改善計画書の提出期限については令和2年4月15日(水)**とする予定。

※提出の様式や期限等は今後変更になる場合があります。詳細は市町村にご確認ください。

【出典】・令和元年5月29日 老指発0529第1号

「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2019/0531131609781/ksvol730.pdf>

・令和2年2月3日 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡

「令和2年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」算定のための処遇改善計画書様式例の提示及び提出期限について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/02031133382/ksvol758.pdf>



掲示板

情報システム部 野口 万貴

初めまして。昨年9月にサポート担当として入社した野口と申します。まだまだ勉強中の身ですが、丁寧にご案内を心がけてまいりますのでどうぞよろしくお願い致します。